カード規定等　新旧対照表（北海道版）

（改　正　後）	（改　正　前）
法人用 IC カード規定	法人用ＩＣカード規定
1　カードの利用	１．（カードの利用）
普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行した IC チップを搭載した IC キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。	普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含みます。以下、同じです。）について発行したＩＣチップを搭載したＩＣキャッシュカード（以下、「カード」といいます。）は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。
2　貯金機による入金	２．（貯金機による入金）
(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順にしたがって、貯金機にカードまたは通帳（当組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に従って、貯金機にカードまたは通帳（当組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。
(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1 回あたりの入金は、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、１回あたりの入金は、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。
3　支払機による払戻し	３．（支払機による払戻し）
(1)　支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1)　支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合所定の金額単位とし、１回あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、１日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。
(3)　支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 6 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。	(3)　支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第６条第１項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
4　カードによる窓口での入金および払戻し	４．（カードによる窓口での入金および払戻し）
なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きにしたがってください。	なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。
(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の 1 回あたりの限度額は、当組合が定めるところによるものとします。	(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の１回あたりの限度額は、当組合が定めるところによるものとします。
(4)　窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第 6 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。	(4)　窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第６条第１項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。
5　振込機による振込	５．（振込機による振込）
振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

カード規定等　新旧対照表（北海道版）

（改　正　後）	（改　正　前）
6　自動機利用手数料等	6．（自動機利用手数料等）
7　代理人による入金・払戻しおよび振込	7．（代理人による入金・払戻しおよび振込）
(1)　代理人（1名に限ります。）による貯金の入金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、届出の法人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。	(1)　代理人（1名に限ります。）による貯金の入金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、届出の法人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。
8　貯金機・支払機・振込機故障時等の取り扱い	8．（貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）
(1)　停電、故障等により貯金機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合の窓口でカードにより入金をすることができます。	(1)　停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合の窓口でカードにより入金をすることができます。
(2)　停電、故障等により当組合の支払機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取り扱いとして定めた金額を限度として当組合の窓口でカードにより払戻すことができます。	(2)　停電、故障等により当組合の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合の窓口でカードにより払戻すことができます。
(3)　前2項による入金および払戻しを行う場合には、第4条によるものとします。	(3)　前2項による入金および払戻しを行う場合には、第4条によるものとします。
(4)　停電、故障等により振込機による取り扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。	(4)　停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。
9　カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	9．（カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入）
10　カード・暗証の管理等	10．（カード・暗証の管理等）
(1)　当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取り扱いをいたします。	(1)　当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
11　偽造カード等による払戻し	11．（偽造カード等による払戻し）
12　盗難カードによる払戻し	12．（盗難カードによる払戻し）
13　カードの紛失、届出事項の変更等	13．（カードの紛失、届出事項の変更等）
(1)　カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当組合所定の方法により当組合に届出てください。	(1)　カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに当組合所定の方法により当組合に届出てください。
(2)　前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	(2)　前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に従って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。

カード規定等　新旧対照表（北海道版）

（改　正　後）	（改　正　前）
14　カードの再発行等	14．（カードの再発行等）
（1）カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカードIC損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	（1）カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカードＩＣ損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
15　貯金機、支払機、振込機への誤入力等	15．（貯金機、支払機、振込機への誤入力等）
16　解約、カードの利用停止等	16．（解約、カードの利用停止等）
（1）貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、本カードのIC部分を切断のうえ破棄してください。	（1）貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。）により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、本カードのＩＣ部分を切断のうえ破棄してください。
17　譲渡、質入れ等の禁止	17．（譲渡、質入れ等の禁止）
18　規定の適用	18．（規定の適用）
（1）この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定および振込規定により取り扱います。	（1）この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定および振込規定により取扱います。
以　上	以　上
（令和7年3月17日現在）	（○年○月○日現在）